

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. オープンイノベーションや、M&A・事業承継に関する情報提供を通じ、取引先の発展を支援します。
- b. 共通EDIの活用、データ共有、人材育成やサイバーセキュリティ対策に関する支援を行います。
- c. 必要に応じて、取引先の課題解決に資する専門人材とのマッチングを支援します。)
- d. 脱炭素・低炭素化に向けた取組を重視し、環境負荷低減に積極的に取り組む企業からの調達を推進するとともに、省エネやCO₂削減に関する情報提供・助言を行います。
- e. 健康経営の推進に関する情報共有や、健康増進施策に関する取組を支援します。
- f. 災害時等における事業継続の観点から、取引先のBCP（事業継続計画）策定に関する助言等を行います。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- ・直接の取引先に限らず、その先の取引先まで適切な価格転嫁が行われるよう配慮した価格決定を行い、その考え方をサプライチェーン全体に共有されるよう努めます。
- ・サプライチェーン全体の共存共栄を目指し、取引先に本宣言の趣旨を周知し、パートナーシップ構築宣言の普及に努めます。
- ・下請代金の支払については、可能な限り現金払いとし、電子記録債権の活用など、支払条件の改善に取り組みます。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

ニッカル商工株式会社 代表取締役 松下 力
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。